

バリデーション審査結果等の概要

平成 22 年 2 月 5 日
気候変動対策認証センター

(1) プロジェクトの概要

プロジェクト名	松阪森林吸収プロジェクト						
申請受理日	2009年12月10日						
プロジェクト代表事業者	国分株式会社						
プロジェクト事業者	国分ホールディングス株式会社						
プロジェクト参加者	松阪飯南森林組合 国分 勤兵衛						
オフセット・クレジット (J-VER) 取得予定者	国分株式会社						
プロジェクト概要	JVER による収益を利用し、間伐を行い里山を整備し、生物多様性にも配慮した自然環境を取り戻すことを目的とする。また、J-VER 制度を活用し、企業として CSR の見地からも森林経営を見直す契機とする。具体的には、国分株式会社等が保有する山林約 200ha のうち、間伐が実施されてこなかった約 53ha を対象とした間伐を実施し、CO2 吸収量の増加を達成する。						
プロジェクト期間	2009年 4月 1日 ~2013年 3月 31日						
クレジット期間	2009年 4月 1日 ~2013年 3月 31日						
想定吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2		2	125	242	254	638
ポジティブリスト	No. JRAM <u>001</u>						
方法論	JRAM 001 森林経営活動による CO2 吸収量の増大 (間伐促進型プロジェクト) に関する方法論						

(2) 審査結果

※審査内容におけるアルファベットは申請書、ローマ数字はモニタリングプランにおけるセクションを表している。

審査内容	バリデーションチームの審査結果
プロジェクト情報 (A・B)	<ul style="list-style-type: none"> 申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に電話によるインタビューを行った結果、当プロジェクトの申請書におけるプロジェクト情報が重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。
適格性要件（C）	<p>申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に電話によるインタビューを行った結果、当プロジェクトの申請書における方法論の適用は実施規則及びポジティブリストに準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。現地における実査を踏まえていないため、デスクレビュー及びインタビューによって判明した範囲において、重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。</p> <p>条件1：プロジェクト実施地が、森林法第5条又は第7条の2に定める森林であるかについては、森林法第5条に定める森林であることが申請者の説明より明確であり、妥当と判断される。</p> <p>条件2：プロジェクト実施地において行われる施業が、以下の2つの条件を満たす間伐であり、妥当と判断される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレジット発行対象期間内に当該プロジェクト実施地の森林施業計画や森林認証における森林計画書において転用及び主伐が計画されていないことが明確に記述されている。 ・2007年4月1日以降に森林施業計画等に基づき施業（間伐）されたものであることが明確に記述されている。 <p>条件3：プロジェクト実施地が、以下のとおり、持続的な森林経営の対象地であることが証明可能であり、妥当と判断される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該プロジェクトは、市町村等によって森林施業計画の認定を受けており、当該森林の森林計画書等において、伐採後の森林の確実な更新が行われることが記載されている。
排出量・吸収量算定 (1・II)	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングプラン、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に電話によるインタビューを行った結果、当プロジェクトのモニタリングプランにおける排出量・吸収量算定は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。現地における実査を踏まえていないため、デスクレビュー及びインタビューによって判明した範囲において、重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成

	<p>されていることを確認した。施業年と吸収算定年につき、J-VER制度モニタリングガイドライン1-7の考え方に沿った算式を採用しており、妥当と判断される。また、プロジェクト吸収量の算定にあたっては、モニタリングガイドライン準拠しており妥当と判断される。</p>
モニタリング計画 (Ⅲ～Ⅳ)	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングプラン、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に電話によるインタビューを行った結果、当プロジェクトのモニタリングプランにおけるモニタリング計画は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。純吸収量で考慮する温室効果ガス排出・吸収活動、吸収量算定式、面積の測定、拡大係数、幹材積、容積密度、地上部に対する地下部の比率、地位級の選定、モニタリング体制・フロー、QA/QCについて妥当であると判断される。それ以外の点については、現地における実査を踏まえていないものの、デスクレビュー及びインタビューによって判明した範囲によって、重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。
その他の論点	<ul style="list-style-type: none"> 申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に電話によるインタビューを行った結果、当プロジェクトの申請書におけるプロジェクト情報が重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。
認証運営委員会への 推奨	<ul style="list-style-type: none"> オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則に基づいて実施された当バリデーションの範囲で、バリデーションプロセス及び手順を進めた結果、本プロジェクトは、ポジティブリストの適格性基準を満たし、方法論に照らした算定式が設定されており、適格性基準に整合していることが確認された。また、排出削減・吸収量の計算方法、モニタリング方法等については、ルールへの準拠性が確認され、当制度における重要性基準としての吸収量の10%以内という水準を確保していることを確認した。デスクレビュー及びインタビューにおいて判明した範囲において、本プロジェクトが、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認し、本プロジェクトに対しオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会による登録を行うことを推奨する。

(3) パブリックコメントの概要

該当箇所	ご意見
意見募集期間中にいただいたご意見はなかった。	

(4) 認証運営委員会の結果

平成21年度 第10回オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会（平成22年2月5日）においてプロジェクト登録が承認された。